

国立中央図書館の人名典拠コントロールの現況及び課題

国立中央図書館 資料管理部 国家書誌課 (司書)

金 仙美

1 はじめに

典拠コントロールは、標目またはアクセスポイントとして使用されている人名、書名、件名の典拠形が一貫性をもって使用され維持されるよう、あらゆる可能な表現を探し出し一定の規則に従って典拠形を決定し、相互にリンクして典拠データと書誌データの統一性と整合性を維持し保障するものです。従って、図書館目録の資料検索と集中という中核的な機能は、典拠コントロールを前提として初めて、実現することができます。

国立中央図書館は、「国立中央図書館資料整理規定」第 8 条に従い、韓国目録規則第 4 版に基づいて目録を記述しています。しかし、この規則には標目についての原則がなく、典拠データの標準化について、その必要性が粘り強く提起されてきました。このため国立中央図書館は、全国書誌¹作成機関としての機能強化のため組織改編が行われることを機に、2012 年 4 月、国家書誌課を設置いたしました。国家書誌課は、効果的な典拠コントロールの方法を模索して、国家典拠ファイル構築の土台とするため努力を重ねています。

本日の発表内容は、次のとおりです。まず、韓国の目録規則変遷史を通して標目原則の変化を探り、これによって国立中央図書館の典拠コントロールの現況と問題点を洗い出します。続いて、典拠データ記述指針の準備と構築、典拠システムと OPAC の改善など、この 1 年の推進成果をご紹介します。今後の課題を検討することで締めくくりたいと思います。

2 韓国目録規則の変遷及び標目原則

2.1. 韓国目録規則初版及び修正版

1960 年代初頭まで韓国の唯一の目録規則は朴奉石編『東書編目規則』であり、この規則は書名主記入を原則としていました。1961 年 10 月にパリで開催された目録原則に関する国際会議 (ICCP) で採択された「原則覚書」²には、著者名基本記入の原則が含まれていました。これにより、韓国でも国際原則に準拠した新しい目録規則が必要となりました。

¹ 訳注：原文では「国家書誌」

² 訳注：通称「パリ原則」

1964年1月、韓国図書館協会ではパリ原則を反映した新しい規則として、韓国目録規則（以下、KCR）初版を発行しましたが、この規則は著者名基本記入原則を採択しました。標目形式に関する規定では、標目はハングルのみ表記し、外国人名、書名などはハングルに翻字して表記する、著者名標目においては姓と名の間にコンマを使用する、などの内容が含まれていました。

1966年に発行された修正版（以下、KCR2）は、大きく3つの部分で構成されています。第1部門は「基本記入の選定」、第2部門は「標目形式」、第3部門は「記述目録規則」です。修正版は、基本記入の選定と標目形式に関する規則を改正せず初版と同一内容で発行し、著者名基本記入の国際的慣例に忠実であろうとしました。

2.2. 韓国目録規則第3版

1983年、韓国目録規則第3版（以下、KCR3）は、基本標目の選定と標目の形式に関する規定を削除し、単行本に関する記述の部と、末尾に標目指示編を簡略に収録して発行されました³。KCR3は韓国の伝統的な書名主記入法に通じる書誌記述をユニットカードと見なし目録記入をする方式、すなわち図書識別の役割を果たす記述の部と、検索の手掛かりとなる標目の部を、それぞれ独立させた目録記入方式を採用しました。これは、国際標準書誌記述（以下、ISBD）と相通じる規則でした。

2.3. 韓国文献自動化目録法記述規則（KORMARC 記述規則）

国立中央図書館は1980年、1981年にKORMARCフォーマットを開発しつつ、このフォーマットに適用する新しい目録規則を制定することになりました。1980年2月、ISBDに準じて書誌データを構築することを決定し、1983年12月「韓国文献自動化目録法記述規則（単行本用）—予備ノート版」を、1985年には同規則の補完版を発行しました⁴。この記述規則は書名主記入方式の目録規則であり、付録として「外国人名表記の原則」を設けています。これは人名の表記基準を簡略に提示するだけで、具体的な標目選定根拠や識別要素は提示しませんでした。

2.4. 韓国目録規則第4版

2003年7月、KCRと相互補完的な関係から広く使用されていたKORMARC記述規則を受容し、韓国目録規則第4版（以下、KCR4）が発行されました。

KCR4の特徴は次のとおりです。

第一に、標目の代わりにアクセスポイントという用語を使用しています。オンライン環境では、書誌データの収録方式と記録の順序が伝統的な印刷目録の構造と異なる方式で処

³ 訳注：1990年に、KCR3が小幅に修正されたKCR3.1が発行された。日本語訳は「韓国目録規則3.1版日本語訳：未定稿」（学術情報センター 1990.10）

⁴ 訳注：補完版の日本語訳は「韓国文献自動化目録法記述規則日本語訳：（単行本用）予備ノート補完版」（学術情報センター 1992.3）

理される点、記録の検索プロセスではアクセスポイントの機能が重要視される点が強調されました。

第二に、KCR4 は基本標目を規定していません。その主な原因は、基本標目の選定のために絶対的な基準を規定することが難しいこと、他のアクセスポイントとの機能性の差異を見出せなかったことなどです。そのため、標目の選定と形式は、典拠により処理するよう規定しました。

最後に、統一標目も適用していません。すなわち、特定標目に関して、一つの特定形式を標準的な形式と考えません。これは、情報技術の発達により、同一アクセスポイントの異なる形式同士をリンクさせる技法を通して、伝統的な標目の検索機能と同一の効果を得られるためであることが明らかにされています⁵。

3 国立中央図書館の典拠コントロール活動（1993～2010）

3.1. 典拠統制用韓国文献自動化目録フォーマットの開発

1993 年、典拠統制用韓国文献自動化目録フォーマット（KORMARC Format for Authority Data、以下、典拠統制用KORMARCフォーマット）の開発が開始され、1999 年 12 月に、国家標準KS X 6006-4 として承認されました。典拠統制用KORMARCフォーマットは、”USMARC Format for Authority Data Including Guidelines for Designation, 1995”に準拠しており、先行して開発された単行本用（KS X 6006-2）⁶との互換性を考慮して開発されました。

3.2. 典拠システム構築

1999 年 10 月、国立中央図書館は 1988 年から使用してきた目録作成業務を中心とする図書館業務トータルシステム CENTLAS の運用を中止し、国立中央図書館統合情報システムとして KOLIS（Korean Library Information System）の運用を開始しました。このシステムでは、既存の書誌作成システムを改善するとともに、典拠データを生成、管理できる典拠システムを開発し搭載しました。

3.3. 典拠データ構築と作成基準

1996 年、外部の図書館で作成し提供していただいた一部の典拠データを統合する過程を通じて、典拠統制用 KORMARC フォーマットの適用可能性を検討しました。そして、KOLIS 典拠システムの開発と典拠統制用 KORMARC フォーマットの KS 制定を契機として 1999 年に、不完全とはいえ既に作成されていた印刷カード形態の典拠カード目録を基礎に、約 1 万 3 千件の遡及典拠データを構築しました。2000 年からは目録作成の過程で直接、新規典拠データの作成を開始し、これまでに約 21 万件を構築しました。

⁵ 訳注：例：バーバラ・B.ティレット，李在善，アナ・ルベ・クリスタン 編。IFLA 目録原則：国際目録規則に向けて，4： K.G.Saur, c2007.

⁶ 訳注：1993 年に開発された「韓国文献自動化目録フォーマット単行本用」

典拠データ作成基準として、入力フォーマットは典拠統制用KORMARCフォーマットを、標目記述規則は資料整理規定とKCR2を参考にした内部業務指針に従っています。典拠データの統一標目の表記は、東洋人名の場合、国立国語院の「外来語表記法」に従い、自国語音で読んでハングルで表記することを原則としました⁷。西洋人名の場合、以前は自国語音で読んでハングルで表記していたのを、ローマ字表記に変更しました。これは、ファイル管理の利便性と統一標目の正確性を期するためでした。

3.4. 問題点と限界

国立中央図書館の典拠データは、外国人名を中心に構築しており、データの水準も比較的低い方でした。このことは、韓国人名は名前の変更が多くはなく、発音どおりに表記された場合が大部分である反面、外国人名は非常に多様な形式と表記を持っていたため、標目の一貫性確保に、より急を要したためです。また、韓国人名の場合、西洋人名より同名異人が多いという特徴がありますが、内部指針ではこれを解決する方法が十分に整備されていなかったためでもあります。結局、典拠統制用KORMARCフォーマットを典拠データ作成基準と見なしてはいましたが、これは形式標準であって、標目選定や各フィールドの記述に関する原則がなかったため、内容標準の欠如は引き続き問題となりました。

その後、国家次元の典拠ファイル構築について何度か論議がありましたが、当時の国立中央図書館の組織では限界がありました。国立中央図書館は迅速な書誌情報提供を目的に、2005年から2009年までの5年間、資料組織化業務を外注業務として推進していましたが、非熟練の外部スタッフが作成した書誌データの品質管理による業務負荷が原因で、標準化業務を満足に遂行することができなかったためです。しかし、このように、典拠関連標準の欠如、時間と予算の面で典拠データ作成にかかる高コスト、そして職員の確保という問題があり、国家典拠ファイルの構築と国際的な典拠データの共有に関する対処方策の整備などは、これ以上先延ばしできない課題でした。

4 国家書誌担当部署の設置と典拠コントロール機能強化 (2011~2012)

4.1. 国家書誌課の出発

国立中央図書館は2009年11月、それまでの5年間の書誌作成外注業務に対する自己評価を実施した後、目録業務を直接遂行することを決定しました。そのため、2010年2月、臨時組織として国家書誌情報センター推進団が設置されました。推進団は、典拠コントロールは全国書誌作成機関として書誌構築業務とともに遂行すべき中核的な業務であると認識して、2011年7月に典拠チームを立ち上げ、現況把握と分析を通して推進課題を導き出しました。

2012年4月、推進団は国立中央図書館の組織改編に従い、国家書誌課に名称を変更して、正式組織として船出いたしました。現在、国家書誌課は典拠データ構築を2012年の中核課

⁷ 訳注：例えば芥川龍之介は「아쿠타가와 류노스케」、温家宝は「원자바오」となる。

題に選定し、個人名典拠データ記述指針の策定、標準化された典拠データの構築、典拠システム及び OPAC の機能改善などを目標に、業務を推進しております。

4.2. 典拠データ記述指針の策定と標準化された典拠データの構築

現在、韓国の標準的な目録規則である KCR4 は、これまで見てきたように基本標目を規定しておらず、統一標目も適用していない規則であり、AACR2⁸やその後継規則である RDA (Resource Description and Access⁹)、そして NCR¹⁰とも異なる特徴をもっています。

しかし、2003 年に KCR4 が刊行されてから現在まで、図書館の現場では、基本標目の採択可否や標目の形式に関する KCR4 の方針が、全面的に受容され得ない状況です。図書館の書誌作成実務では依然として基本標目を採択している場合が多く、図書館間で基本標目の取り扱いについて統一性がありません。統一標目の形式で標目を作成する図書館の場合にも、適用する規則がないため、その形式の一貫性が欠如しています。大韓民国で標目の選定と形式に関する内容を具体的に規定した目録規則は、1996 年に発行された KCR2 が唯一のものであります。しかし、この規則はずっと以前に制定されたものであり、そのまま適用するには無理があります。このような状況は、国立中央図書館でも違いはありません。結局、典拠データ標準化の最も大きな問題は、標目の選定と記述に関する原則がないことであり、これは国家書誌課が解決しなければならない最優先の課題です。

そのため国家書誌課は、目録規則に関する国際標準の変化に従い、KCR4 の改訂方針が確定するときまで過渡的に典拠データ標準化のため適用できる標目形式について、規定を制定することとしました。その結果、2012 年 4 月に、「国立中央図書館典拠データ記述指針—個人名」を策定しました。この指針は FRAD、RDA、MARC21 Format for Authority Data を取り込んで開発されたもので、個人名典拠データを記述するのに必要な規則、すなわち個人の標目と参照形の選定と記述、そして個人を識別するための属性の記述に関する指針を提供します。この指針の適用によって、国立中央図書館は典拠データの一貫性を確保できるようになり、同名異人の識別問題が解決されることから韓国人名典拠データも作成することができるようになりました。そして 2012 年 7 月現在で、約 2 万 3 千件余りの標準化された典拠データを新規に作成いたしました。「国立中央図書館典拠データ記述指針—個人名」は、今後推進される典拠データに関する国家標準の開発にあたり、その基盤となることを期待されています。

4.3. 典拠システムと OPAC の機能改善

国立中央図書館は 2000 年から典拠データを構築してきましたが、これらの典拠データは 2004 年まで書誌データとリンクしていませんでした。2005 年から典拠コントロール番号が書誌データの副出標目に個人名とともに記述され、アクセスポイントとして機能するよう

⁸ 訳注：英米目録規則第 2 版

⁹ 訳注：資源の記述とアクセス

¹⁰ 訳注：日本目録規則

になりました。これで初めて典拠データと書誌データがリンクされましたが、時々不完全な検索結果が見られる場合があります。この問題点を補完するため、この間、書誌データにいくつかのローカル副出フィールドを展開する方法を使用してきました。

反面、このように構築された典拠データは KOLIS の業務用システムからのみ活用され、国立中央図書館の OPAC からは活用することができていませんでした。典拠データは 2000 年以後に入手された資料を中心に構築され、2005 年以後に入手された資料の書誌データとのみリンクしていること、そのうえ韓国人名の典拠データは構築されていないことから、OPAC からの活用度が極めて低くならざるを得なかったためです。しかし、典拠データ記述指針を策定し業務に適用しましたので、外国人名のみならず韓国人名の典拠データも構築されることで、典拠データを活用できるきっかけができました。不足はありますが、OPAC から典拠コントロール機能を具現化できるようになったということです。

国家書誌課は、国立中央図書館のシステムを担当している情報システム運営課と連携して、KOLIS と OPAC の機能改善を推進しました。この結果、KOLIS の典拠システムは数回の機能改善を遂げました。典拠データの入力、修正、検索機能のみならず、典拠データと書誌データ標目の一貫性を維持するための機能などを保持するようになり、より効率的に典拠管理業務を遂行できるようになりました。また、この間、構築された典拠データを書誌データに遡及して適用する作業を推進し、これまでに約 23 万件の書誌データとリンクしました。これは、国立中央図書館の所蔵資料の一部分に過ぎませんが、意味のある第一歩とすることができます。これらのデータを基盤に、現在典拠コントロールを活用した検索が OPAC から試験運用されています。今後、別途推進されている国立中央図書館統合検索システム改善事業に反映されて、より優れた利用者インタフェースとして提供されるでしょう。

4.4. 今後の課題

ここまで、国立中央図書館において過去 1 年余りにわたり行ってきた典拠コントロールのための努力と成果を見てまいりました。しかし、このような努力と成果にもかかわらず、依然として、限界と解決すべき課題が残っています。

なによりも、KCR と典拠統制用 KORMARC フォーマットの速やかな改訂が成し遂げられなければなりません。2009 年に FRAD が概念モデルとして提示され、すぐに RDA と MARC21 に影響を及ぼしました。RDA と MARC21 は、既に国際標準として受け入れられています。KCR と典拠統制用 KORMARC フォーマットも、これを反映し改訂する必要があります。現在、KCR の改訂は韓国図書館協会、KORMARC フォーマットは国立中央図書館で、担当しています。今後、国立中央図書館は韓国図書館協会との緊密な協議を通して、これを解決していかなければなりません。

次に、典拠のインデックスシステムも新たに構築しなければなりません。現在、国立中央図書館のインデックスシステムは書誌データを中心に構築されており、典拠データの全てのアクセスポイントをインデックスシステムに反映させてはいません。

また、書誌作成過程で典拠データを作成することには限界があるため、これと別に、これまで構築できなかった韓国人名典拠データに関する構築事業を進める必要があります。並行して、典拠データ記述指針策定以前に作成されたデータを整備し、構築させた典拠データと書誌データをリンクする作業も遂行しなければなりません。

典拠のインデックスシステム構築と遡及データ構築事業は、関連部署と協議し、十分に予算を確保した後に推進できると思います。

5 おわりに

ここまで、国立中央図書館における人名典拠コントロールの現況と成果を述べ、今後、標準化が安定して定着するようになるための課題を検討してきました。この間、典拠データ構築に向けた試みと努力にもかかわらず、関連標準の欠如、MARC フォーマットが最新のものになっていないこと、システムの限界などにより、少なからず問題点を抱えています。そのために不備な点もありますが、国家書誌課の船出とともに、一つずつ解決していきます。

ずっと以前から、世界の図書館界は典拠データを共有するための努力を重ねてきましたが、最近ではヴァーチャル国際典拠ファイル (VIAF) のような発展を成し遂げています。大韓民国の国家代表図書館であり全国書誌作成機関である国立中央図書館は、今後、関連機関との協議を通じて我が国の図書館が共有できる国家典拠ファイルを構築するために力を注ぎ、これが間もなく VIAF に参加するための基盤になるだろうと考えています。